8月は
町・県民税　第2期
国民健康保険税　第3期
の納期です

ひかり

祝祭日は戸毎に
日の丸を
かかげましょう

発行所
光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話横芝242—243

―― 山羊も陽ざしをさけて木かげでいこう ――

光町の将来はどうあるべきか

総合計画策定にあたって

＝企画室＝

一、総合計画はなぜ必要か

日本経済は重化学工業化を中心として、産業の構造を変えながら高度成長を続けている。千葉県も国のこのような高度経済成長の一翼を担いつつ臨海および内陸工業の造成や既存産業の近代化を行い急速な発展を続けている。

光町の現況をみるに昭和二十五年の国勢調査に一三、〇二二人であった人口が現在一一、四七五人に減少している。この間住宅の建設をはじめあらゆる方途を講じ町発展に努力してきたのであるが現況は必ずしも期待通りに進展していない。

財政基礎をなす担税力も限界にきており自主財源も近代化を進めつつある市町村との格差が増大しこのままでは産業の開発、住民福祉の向上等期し得ない。そこで計画的な行財政運用および民間の協力等により国県と一体になって解決策を講じなければ根本的な問題解決は望めない。

光町も国や県の計画を十分組入れた新しい計画を作製してこれを基礎とした計画的な行財政運営を行ないよりよい社会を作りあげる必要がある。

二、総合計画とはどんなものか

計画が何を対象とするかというと町の行財政の範囲内で行う行政計画と、この行政計画に民間部門に対する予測を含めてそれに対する誘導の目標を示そうとする計画で、これを総合計画というのである。

この計画は光町の未来像を想定することによって民間の活動の領域をはじめ町の行財政領域などあらゆる分野についての目標と指針とを示そうとするもので産業開発公共施設の整備住民の福祉向上等々町行政面など住民の生活に直接間接に関係ある分野をすべて含む計画である。この計画を長期総合計画といい昭和六十年にいたる二十ケ年の未来像を示すものである。

三、むすび

この計画は単に町の行財政計画だけでなくあらゆる分野にわたる計画であるので各種団体や町民全員の御協力がなければ達成は困難であります。

現在計画策定のためいろいろな資料を集めております。各種団体についても資料を頂きに参りますのでどうぞ御協力と御指導をお願いします。

これらの資料を分析し検討を加え長期総合計画を作り、これに基づいて二年或は三年の実施計画を樹て行財政運営をしてゆくこととなるのであります、よろしく御協力下さるよう特にお願いいたします。

農地報償法決まる!!

請求は8月20日から

「被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」いわゆる農地報償法案が、去る五月二十八日の第四十八国会で成立し来る八月二十日から施行される事になりました。ご承知のように、この法律は終戦後行なわれた農地改革で農地を買収された地主さんに、買収面積に応じて報償金を支給すると云うのがその内容です。政府の推計に依りますと、この法律の施行に依って支給される報償金の額は全国で一、四五六億円に達し、その対象者は一六七万人にも及ぶと云う事です。とに角この報償金の支給に依って農地改革後いろいろ取りざたされた地主層からの不平不満も、一応は解決されるものと云えましょう。以下法律の概要を説明いたします。

一、給付金を受ける資格のある人は昭和二十一年に施行された自作農創設特別措置法の規定に依り農地を一畝以上買収された者及びその遺族、相続人等です。

二、給付金は一畝以上一反歩未満は一律に一万円ですが一反歩以上は次の率に依ります

一町歩以下の面積は反当二万円。
一町から二町歩以下の面積は反当一万円。
二町から三町以下の面積は反当六千円。
三町歩以上は反当二千円ですそして最高百万円までが支給されます。

三、畑の面積は六割換算で給付対象面積となります。

四、売渡しを受けている場合はその面積が差引かれます。

五、給付金は国債で十年と五年の均等償還で給付されます（何れも無利子です）

六、給付金の請求は今年の八月二〇日から四二年三月三一日まで約二ケ年の間にします

七、給付金は毎年六月一五日に最寄りの日銀代理店又は郵便局等指定の場所から均等償還の方法により支給されます

八、給付金の請求に必要な書類は

㈠農地被買収者給付金請求書　一通
㈡買収令書（紛失した場合は法務局の買収登記嘱託書の写し）
㈢戸籍抄本　一通
㈣印鑑票（国債の枚数だけ）
㈤売渡農地調査結果通知書　一通

です。これは本人の場合ですが遺族又は相続人その他法人、団体その一般承継人等が請求する場合にはこのほか若干異なる添付書類が必要です。以上が農地報償法のあらましです。なお詳しくは農業委員会の事務局におたづね下さい。

議会だより

六月十八日午前九時から役場で定例町議会が開かれました。今議会には国保税の賦課徴収条例の改正案他、五つの議案が提案されました。

一号議案の国保税賦課徴収条例改正の主な点は国保税の課税限度額を三万円を五万円にすること、地方税法の改正により住民税課税方式が但書方式から本文方式となるが国保税は従来通り但書方式で課税すること、毎年国保税が増えるので納税者の負担を考慮して納期を改正すること、

第二号議案は教育委員の任期満了により実川茂氏を再任、

第三号議案の匝瑳郡市視聴覚教育協議会の設置は教育内容の充実をはかるため八日市場市、光町、野栄町の三市町が共同設置して映画等により目で見耳で聴くことにより義務教育では足りない社会教育面へ力を入れて行こうとするものです。第四号の一般会計補正予算案は参議院選挙費、青年館建設工事費、異状気象災害対策費、農業構造改善事業費の補正で補正総額二四三三九千円です。第五号議家は東総衛生組合議員の任期が満了となるため後任を選任するもので、規約により議会議員の中から一人となっているため鈴木喜代司氏が再選されました。以上の五議案について活発な論議が交わされ特に国保税の問題では慎重な審議が行われいづれも原案通り可決されて午後二時四十分閉会されました。

また七月一日には午前九時三十分から役場で議会議員全員協議会が開かれました。議題は東陽小学校体育館の建設についてでありますが建設費と構造についてどうするかという二つの点について協議されました。結局建設費については県補助の見通しがついたことと構造については建設費、耐久性、明るさ等あらゆる角度から検討した結果プレハブ式のものがよいということに決まり、工事委員に正副議長、総務文教委員長、他地元議員、教育委員全員の十四名が町長より委嘱されました。

◇◇

◇◇

屋体新築工事はじまる

＝懸案の東陽小学校で＝

小学校にもぜひ体育館兼講堂を建ててほしい、と地元関係者から強く要望されていた東陽小学校屋内体育館は、去る七月二十二日、東京「巴組鉄工所」との間に契約がとり交わされ、八月十日工事が着工された。

校舎西南の小松山を切り開いた現場はＰＴＡの勤労奉仕により整地作業が進められ二十八日には工事関係者の参列を得て地鎮祭を行い、工事の無事を祈った。

この体育館は県下にも例のないダイヤモンドシェル構造といい、ステージを含め三五七平方米（ステージ下倉庫に使用）工費は七百五十万円で十一月末日完成の予定です。

建築方法もプレハブ様式で完成後は各界の注目をあびる事でしょう。

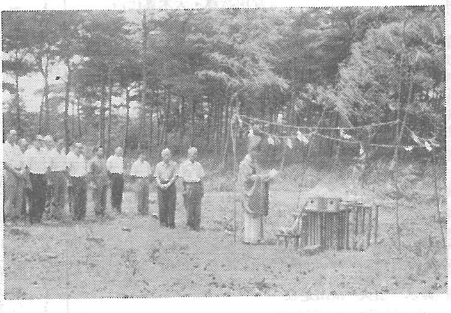
（写真は地鎮祭）

光町農業構造改善事業

十一月から実施

町の農業構造改善事業も国から実施計画の認定をうけ、昭和四十年度から国及び県の補助を受けて西高野地区の土地基盤整備が実施されることになりました。計画のあらましは次のとおりです。

本年度事業は受益面積五七町歩、事業費二、八〇〇万円で施行されこの事業費のうち国庫補助（五割）一、四〇〇万円、県費補助（二割）五六〇万円、金融公庫からの借入金（補助の残りの八割）六七一万円、自己負担金一六九万円によって十一月から着工翌年三月に竣工する予定です。

四一年度からの事業は経営近代化施設で、国から事業費の五割補助をうけて、大型トラクター四四PS級を四一五万円で導入し、あわせて格納庫を八四平方メートル一〇七万円で新築する。個人施設として十四戸を対象に繁殖豚舎九二四平方メートルを六七三万円で新設する。

町の事業は飼育頭数の増加に備えて町営屠場に枝肉冷蔵庫一〇六平方メートル二、二〇〇万円の事業費を投じて新設する計画です。

四二年度事業は収穫の合理化を図るため、自走刈刃巾二メートルのコンバインを四二〇万円で導入、また飼料対策を講ずるため飼料特殊輸送車五トン級二一六万円を計画、個人施設として十四戸の農家を対象に繁殖豚舎五〇八平方メートルを新設する計画です。

この計画によると土地基盤整備により大巾な耕地の拡大が予想されます。主要作物である水稲は、大型機械の導入により労働力の節減を図り、余剰労力を種豚、肉豚導入にふり向けることによって生産額一〇パーセント増加され、しかも生産性も大巾な高率が見込まれ農業所得純増加額も九、一％引上げられる見込みで農業経営の安定が期待出来るものと考えられます。

軽自動車及び二輪の小型自動車のナンバーを受ける方に

従来より軽自動車及び自動二輪のナンバーを受ける場合には税の申告書も同時に提出しておりました。その場合認印だけあれば申告書を提出できましたが、七月一日より住所を証明すべき書類を添付しなければ、ナンバーの交付も税の申告書も受付しないことになりましたのでご注意願います。

軽自動車或いは二輪の小型自動車の申告書（陸運事務所に提出するもの）個人については町民税にかかる住民登録、法人については法人台帳により住所を確認しこれを証明する書類を作製し交付いたします。なを手数料については無料ですので軽自動車及び自動二輪をこれから取得するかたはお忘れなく税務課窓口までおいでください。

39年度国保特別会計収支のあらまし

五月三十一日で、官庁の昭和三十九年度の収支が閉じられ、光町の国民健康保険特別会計の才入と才出も、決算がほぼ決りました。

才入の内訳は、

国保税	一三、六五四千円
国から支出された額	一八、六六七千円
繰越金	二、四一三千円
その他の収入	一、五一一千円

で計三六、二四五千円です。

また、才出では

事務費	二、八八五千円
お医者さんに支払った額	三〇、八三四千円
助産費など	五〇六千円
保健婦の仕事に要した額	五八三千円
その他の支出	二三〇千円
計	三五、〇三八千円

となっています。収支差引で生じた一、二〇七千円の剰余金の処理を含めてこれらの決算は、監査委員による審査を受けて適正であるかどうかを確めたうえ、町議会で、承認を得ることになります。